

○三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱

平成17年5月1日

告示第86号

改正 平成18年10月4日告示第166号

平成21年3月19日告示第49号

平成27年3月4日告示第38号

平成30年4月1日告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、商店街団体等が行う商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業を対象に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体等 次に掲げる団体をいう。

- ア 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- イ 商店街を単位とする事業協同組合又は協同組合連合会
- ウ 商工会議所、商工会
- エ 商店街を形成する任意の団体又は市長が適当と認めたもの

(2) 商店街環境施設整備事業 商店街の振興及び消費者等の利便を図るために商店街団体等が行う環境整備事業で、次に掲げる事業をいう。

ア 次に掲げる施設（以下「共同施設」という。）の設置及び改修

- (ア) アーケード
- (イ) 街路灯
- (ウ) カラー舗装
- (エ) 駐車場、駐輪場
- (オ) ストリートファニチャー、モニュメント
- (カ) 公園、緑地
- (キ) 商店街案内看板
- (ク) その他消費者等の利便に寄与し、商業機能を高める施設で、市長が適当と認

めたもの

イ 新潟県地域商店街リノベーション促進事業費補助金交付要綱(平成27年商地第3号新潟県産業労働観光部長通知。以下「県商店街リノベーション促進事業要綱」という。)の補助対象となる事業

- (3) 商店街活性化事業 商店街の振興及び消費者等の利便を図るために商店街団体等が行う事業内容に新規性が認められ、かつ、誘客及び販売促進の効果が期待される事業で、市長が適当と認めたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、商店街環境施設整備事業又は商店街活性化事業を行う商店街団体等に対して、当該事業経費のうち必要かつ適当と認めた経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 商店街活性化事業に対する補助金の交付は、1商店街団体等につき同一年度1回を限度とする。ただし、商工会議所が商店街活性化事業を行う場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 商店街環境施設整備事業に係る補助対象経費 次に掲げる事業の区分に応じ、当該ア又はイに掲げるとおりとする。

ア 第2条第2号アに掲げる共同施設の設置及び改修

1 共同施設につき200万円以上の事業を対象とし、別表第1に掲げるとおりとする。

イ 第2条第2号イに掲げる補助対象となる事業 県商店街リノベーション促進事業要綱別表1第1項及び第2項に掲げるとおりとする。

- (2) 商店街活性化事業に係る補助対象経費 別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 前条各号に掲げる補助対象経費に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる補助対象経費に対する補助金の額 次に掲げる補助金の額の区分に応じ、当該ア又はイに掲げるとおりとする。

ア 前条第1号アに掲げる補助対象経費に対する補助金の額 別表第1に掲げる補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。

イ 前条第1号イに掲げる補助対象経費に対する補助金の額 県商店街リノベシヨ

ン促進事業要綱別表2の左欄に掲げる事業の区分に応じて同表の右欄に掲げる補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、同表の中欄に掲げる補助限度額に2を乗じて得た額を限度とする。

- (2) 前条第2号に掲げる補助対象経費に対する補助金の額 別表第2に掲げる補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 商店街団体等の構成員名簿
- (4) 商店街団体等の定款又はこれに準ずるもの
- (5) 商店街団体等の今年度の事業予算書
- (6) 商店街団体等の総会等における本事業の実施に係る議決書又は今年度の事業計画書
- (7) 商店街を形成する任意の団体の場合は街区の範囲並びに商店の位置及び業種を示した地図
- (8) 補助対象経費に係る積算明細書
- (9) 施設を賃借する場合は賃貸借契約書
- (10) 施設工事をする場合は工事費等見積書及び工事関係図面
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者

に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた商店街団体等は、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、事業計画変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、その結果を事業計画変更等承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付決定を受けた商店街団体等は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算見込書
- (3) 共同施設等の施工前及び施工後の写真
- (4) 空き店舗その他施設等を整備した場合は竣工図面
- (5) 工事請負、委託等の契約書
- (6) 補助対象経費に係る請求書及び領収書又は支出を証明する書類の写し
- (7) 商店街団体等の決算見込書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を明らかにし、この額を減額して報告しなければならない。なお、実績報告時に当該消費税仕入控除税額が確定していない場合にあっては、確定後、消費税額の額の確定報告書(様式第6号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第8条第1項の承認をしたときは、第7条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 市長は、補助金の交付決定を受けた商店街団体等が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱(平成14年三条市告示第44号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年10月告示第166号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月告示第49号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、第1条の規定による改正後の三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正後の三条市売れるものづくり・売れるしくみづくり支援事業補助金交付要綱及び第3条の規定による改正後の三条市中小企業大学校受講料補助金交付要綱の規定は、平成21年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年3月1日前までに行われた第1条の規定による改正前の三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正前の三条市新商品開発等・新ビジネス展開支援事業補助金交付要綱及び第3条の規定による改正前の三条市中小企業大学校受講料補助金交付要綱の規定による補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月告示第38号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

経費区分	内容
施設整備費	工事費、設計監理費
設備費	設備費
備品購入費	備品購入費
その他経費	既存施設除去費

（注）土地取得費及び造成費は、含まない。

別表第2（第4条関係）

経費区分	内容
事務費	消耗品費、印刷費、通信費
広告宣伝費	宣伝費、広告印刷費、広告配布費
会場費	材料費、設営費、借上料、警備費、保険料、手数料
事業費	行事費、謝礼費
会議費	会議室使用料、賄い費（ただし、アルコール等遊興費は除く。）

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付申請書

年度商店街活性化事業を次のとおり実施したいので、三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円
- 3 事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙 事業計画書のとおり
- 4 事業の実施及び完了予定期日
 - 着手(予定) 年 月 日
 - 完了(予定) 年 月 日
- 5 消費税仕入控除税額の取扱い
 - (1) 課税業者となっており、消費税仕入控除税額が確定しているため、交付申請額は当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額した。
(積算)補助金所要額 円(A)
消費税仕入控除税額 円(B)
補助金交付申請額 円(A-B)
 - (2) 課税業者となっていない又は消費税仕入控除税額が確定していないので、交付申請額は当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
 - (3) 消費税仕入控除税額が確定していないので、交付申請額は当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。

(注) (1)、(2)、(3)いずれかに○を付け、(1)の場合には積算を記入し、積算資料を添付すること。
- 6 添付書類
 - (1) 事業収支予算書
 - (2) 商店街団体等の構成員名簿
 - (3) 商店街団体等の定款又はこれに準ずるもの

- (4) 商店街団体等の今年度の事業予算書
- (5) 商店街団体等の総会等における本事業の実施に係る議決書又は今年度の事業計画書
- (6) 商店街を形成する任意の団体の場合は街区の範囲並びに商店の位置及び業種を示した地図
- (7) 補助対象経費に係る積算明細書
- (8) 施設を賃借する場合は賃貸借契約書
- (9) 工事費等見積書
- (10) 工事関係図面

別紙

事業計画書

事業内容

1 事業主体の概要

名称	(代表者)							
所在地								
連絡先	(担当者名)		(電話)			(FAX)		
	(E-mail)							
設立年月日	年 月 日		(出資金)			千円		
構成員数 (人)	物 品	飲 食 業	サ ー ビ	小 計	その 他	商 業 者	合 計	構成比率 (①/②)
	小 売 業		ス 業	①	商 業 者	以 外	②	
事業主体の 現況・活動								

2 事業目的・効果

3 事業内容及び実施時期

4 実施体制

5 整備すべき施設がある場合、その名称、仕様及び施設ごとの所要経費

- (1) 施設の名称
- (2) 設置場所
- (3) 構造、施設内用等
- (4) 工事内容及び工事費
- (5) 工事期間

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

三条市長

印

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金の額 円

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金に係る事業計画変更等(中止、廃止)申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記の補助事業の内容を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1 変更(中止、廃止)の理由

2 変更(中止、廃止を除く。)の内容

変 更 前	変 更 後

3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額(中止、廃止を除く。)

変 更 前		変 更 後	
補助事業に要する経費	補 助 金 額	補助事業に要する経費	補 助 金 額

4 変更事業計画書(中止、廃止を除く。)

別紙のとおり

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

三条市長

印

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金に係る事業計画
変更等(中止、廃止)承認通知書

年 月 日付で、申請のあったこのことについて、三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

記

1 変更(中止、廃止)の理由

2 変更(中止、廃止を除く。)の内容

変 更 前	変 更 後

3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額(中止、廃止を除く。)

変 更 前		変 更 後	
補助事業に要する経費	補 助 金 額	補助事業に要する経費	補 助 金 額

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金に係る補助事業の実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 事業が完了しましたので、三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 事業の完了年月日 年 月 日
- 3 事業の実施内容
別紙 事業実績報告書のとおり
- 4 消費税仕入控除額の取扱い
 - (1) 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
 - (2) 課税業者となっていない又は消費税仕入控除税額が確定していないので、実績額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
 - (3) 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額した。(注) (1)、(2)、(3)いずれかに○を付け、(3)の場合には積算を記入し、積算資料を添付すること。
- 5 添付書類
 - (1) 事業収支決算見込書
 - (2) 共同施設等の施工前及び施工後の写真
 - (3) 空き店舗その他施設等を整備した場合は、竣工図面
 - (4) 工事請負、委託等の契約書
 - (5) 補助対象経費に係る請求書及び領収書又は支出を証明する書類の写し
 - (6) 商店街団体等の決算見込書
 - (7) その他必要と認められるもの

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業に係る消費税額の額の確定に伴う報告書

消費税法上の消費税額が確定したので、三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

記

1 補助金額(市長が確定通知書により通知した額)	円
2 補助金確定時における消費税仕入控除税額	円
3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額(3-2)	円

(注)

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税仕入控除税額による税額の対象額となるものではない。

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

三条市長

印

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金確定通知書

三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 確定額 円

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)